

## 群馬大学情報学部同窓会 会計細則

第1条 会則第26条における会計については、この細則の定めるところによる。

### <給与>

第2条 同窓会の役員について、給与は支給しない。

### <旅費交通費>

第3条 役員が役員会、総会などの出席に要した費用は実費を支給する。実費支給を受けるものは、必要な帳票(請求書など)を会計担当者に提出するものとする。

第4条 ただし、精算業務を簡便化するために、別表1のように定額の交通費の支給も可能とする。

第5条 同窓会が会員および準会員のために企画した内容で、講演者や講師の交通費が必要な場合は、第3条および第4条に準ずる。ただし、受益者たる会員および準会員への交通費の支給は、これを認めない。

### <交際費(懇親会支援費など)>

第6条 会則第2条の目的に沿っていると役員会が判断した場合、会員・準会員一人あたり最大3,000円までの支援を認める。ただし、年間予算枠の上限を超えた支出は出来ないものとする。

### <寄付金>

第7条 会則第2条の目的に沿っていると役員会が判断した場合、群馬大学情報学部に対して寄付行為を行うことが出来る。ただし、年間予算枠の上限を超えた支出は出来ないものとする。

### <その他の費目>

第8条 その他の費目は、予算に計上されているものについては、会計担当者の判断で支出が出来る。ただし、年間予算枠の上限を超えた支出は出来ない。

第9条 予算に計上されていない費目の支出については、役員会の決定により支出することができる。

第10条 本細則の改正は役員会の議決を経なければならない。

附 則 この会則は、令和3年7月24日から施行する。

別表1 群馬県内で会合を開いた場合の交通費(片道)

前橋市内在住者:	500 円
上記以外群馬県内在住者:	1,000 円
埼玉県内在住者:	1,000 円
栃木県在住者:	2,000 円
東京都・神奈川県・千葉県・長野県内在住者:	5,000 円
茨城県・新潟県・山梨県内在住者:	8,000 円
その他都道府県在住者:	領収書上の実費

※ 群馬県外者の算出基準

県庁所在地から前橋駅までの料金＋群馬大学荒牧バス停までのバス代の金額について、百円台を切り捨て。なお、埼玉県と栃木県を除き、特急料金を含めている。